



目 次

告 示	ページ
○保安林の解除の予定 (治山林道課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (8件) ( )	1
○道路の供用開始 (2件) (道 路 課)	5
公 告	
○土地改良区の定款変更の認可 (2件) (農業基盤課)	5
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	6
高知県選挙管理委員会告示	
○政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない政治団体	7
高知県人事委員会規則	
◎通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	7

告 示

高知県告示第380号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。  
平成30年5月1日  
高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
安芸郡東洋町野根字海浜丙2176の5から丙2176の7まで、丙2176の30、丙2176の42
- 保安林として指定された目的  
潮害の防備
- 解除の理由  
指定理由の消滅

高知県告示第381号

平成29年11月高知県告示第736号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。  
平成30年5月1日  
高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
    - ア 登記簿記載の住所  
高岡郡東津野村船戸  
イ 氏名  
上倉神社
    - ア 登記簿記載の住所  
高岡郡東津野村桑ケ市849番地  
イ 氏名  
岩崎 清光
    - ア 登記簿記載の住所  
高岡郡構原村椿原丙2116番地  
イ 氏名  
上川 徳助
    - ア 登記簿記載の住所  
高岡郡構原村四万川乙523番地  
イ 氏名  
西元 守夫
    - ア 登記簿記載の住所  
高岡郡窪川町興津1467番地  
イ 氏名  
西野 種治郎
  - 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
    - 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和62年7月農林水産省告示第1018号
    - 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
- 高知県告示第382号  
平成29年11月高知県告示第737号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。  
平成30年5月1日  
高知県知事 尾崎 正直
- 所在不明の森林所有者
    - ア 登記簿記載の住所  
土佐郡土佐町田井2326番地  
イ 氏名  
石川 喜男一
    - ア 登記簿記載の住所  
高知市一宮1104番地1  
イ 氏名

- 杉本 篤史
    - ア 登記簿記載の住所  
南国市西山584番地  
イ 氏名  
中西 美恵子
    - ア 登記簿記載の住所  
高知市一宮1104番地1 清野マンション501号  
イ 氏名  
杉本 篤史
    - ア 登記簿記載の住所  
香美郡土佐山田町山田1353番地1  
イ 氏名  
中西 美恵子
  - 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
    - 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和63年7月農林水産省告示第986号
    - 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
- 高知県告示第383号  
平成29年11月高知県告示第739号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を香美市役所及び関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。  
平成30年5月1日  
高知県知事 尾崎 正直
- 所在不明の森林所有者
    - ア 登記簿記載の住所  
高知市薊野1483番地22  
イ 氏名  
佐井 美津江
    - ア 登記簿記載の住所  
長岡郡長岡村小籠70番屋敷  
イ 氏名  
池知 義一
    - ア 登記簿記載の住所  
高岡郡東津野村北川2294番地  
イ 氏名  
西森 正幸
    - ア 登記簿記載の住所  
愛媛県東宇和郡城川町大字川津南3番耕地198番地2  
イ 氏名

<p>(5)ア 登記簿記載の住所 高岡郡樺原村中平651番地 イ 氏名 久岡 義国</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 高岡郡窪川町米奥215番地 イ 氏名 龍田 森恵</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 高岡郡松葉川村中津川35番屋敷 イ 氏名 高尾 重太郎</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和63年9月農林水産省告示第1415号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について <b>高知県告示第384号</b> 平成29年12月高知県告示第803号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年5月1日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 香美郡香北町猪野々195番屋敷 イ 氏名 宮本 勘次</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 香美郡香北町猪野々3899番地 イ 氏名 東野 光男</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 森本 長次</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 香美郡在所村猪野々3826番地 イ 氏名</p>	<p>森本 清喜</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 五百蔵 鹿平</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 香美郡佐岡村佐竹350番地 イ 氏名 佐々木 六弥</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 香美郡佐岡村佐竹641番地 イ 氏名 西内 晴海</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 香美郡佐岡村佐竹 イ 氏名 西内 鶴次</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 岡達 次郎</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 岡興 平</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 鎌倉 銀作</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 鎌倉 馬次</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 山本 峯次</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 山本 林次</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 前田 亀弥</p>	<p>(16)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 大藪 伊勢右衛門</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 大藪 喜四郎</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 大藪 勝秀</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 大藪 升次</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 中野 幾次</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 和田 清吉</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和62年7月農林水産省告示第965号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について <b>高知県告示第385号</b> 平成29年12月高知県告示第804号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年5月1日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 中村市百笑町7番26号 イ 氏名 中岡 訓</p>
---	--	---

<p>(2)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町中追1757番地 イ 氏名 片岡 芳隆</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 土佐郡十六村中追57番屋敷 イ 氏名 中岡 繁喜</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 土佐郡十六村中追144番屋敷 イ 氏名 川田 銀治</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村新別1964番地 イ 氏名 国友 太郎</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村新別 イ 氏名 国友 徳馬</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村新別137番屋敷 イ 氏名 国友 徳馬</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 吾川村吾北村小川新別1297番地 イ 氏名 国友 於虎</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村新別1964番地 イ 氏名 國友 太郎</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 神戸市垂水区塩屋町南谷886番地 2 イ 氏名 川崎 豊秀</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村新別1813番地 イ 氏名 国友 徳馬</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 高知市福井町252番地32 イ 氏名 国友 世喜治</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>吾川郡吾川村峯岩戸282番地 イ 氏名 井上 福德</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村岩戸243番地 イ 氏名 井上 幸清</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村峯岩戸28番地 イ 氏名 井上 尾福</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村本村191番地 イ 氏名 黒川 哲夫</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村本村191番地 イ 氏名 黒川 宇省</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村宗津394番地 1 イ 氏名 片岡 作</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村本村191番地 イ 氏名 黒川 宇省</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池田町岩丸115番地 イ 氏名 山本 栄</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知丁595番イ号地 イ 氏名 織田 勝清</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知甲2133番地 4 イ 氏名 織田 富夫</p> <p>(23)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知丁3104番地 イ 氏名 岡嵩 稔</p> <p>(24)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町野老山3563番地</p>	<p>イ 氏名 藤原 繁道</p> <p>(25)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町野老山2234番地 イ 氏名 高橋 孝</p> <p>(26)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町野老山3799番地 イ 氏名 片岡 益光</p> <p>(27)ア 登記簿記載の住所 高岡郡日高村下分3092番地 2 イ 氏名 結城 恵</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨  (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和62年7月農林水産省告示第1003号  (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第386号</b>  平成29年12月高知県告示第807号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十市役所及び四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。  平成30年5月1日  高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者  (1)ア 登記簿記載の住所 愛媛県松山市末広町二丁目34番地 イ 氏名 株式会社愛媛相互銀行</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 兵庫県尼崎市若王寺宇久保22番地 イ 氏名 野村 慶範</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 幡多郡八束村山路170番地 イ 氏名 細木 幸子</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 四万十市中村山手通28番地 1</p>
--	--	---

<p>イ 氏名 岡田 正人</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 中村市国見1667番地</p> <p>イ 氏名 金沢 美佐尾</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成元年1月農林水産省告示第94号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第387号</b> 平成30年2月高知県告示第93号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を安芸市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年5月1日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 兵庫県西宮市甲子園三番町8番30号</p> <p>イ 氏名 有光 泰子</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 兵庫県西宮市甲子園三番町8番30号</p> <p>イ 氏名 有光 章</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和62年7月農林水産省告示第877号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第388号</b> 平成30年3月高知県告示第157号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を仁淀川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p>	<p>平成30年5月1日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村峯岩戸184番地</p> <p>イ 氏名 井上 利広</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村峯岩戸15番屋敷</p> <p>イ 氏名 片岡 角治</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村峯岩戸110番地</p> <p>イ 氏名 片岡 隆親</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 松山市東長戸一丁目10番45号</p> <p>イ 氏名 古賀 和文</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村峯岩戸54番地</p> <p>イ 氏名 尾崎 艶子</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村大崎</p> <p>イ 氏名 尾崎 新太郎</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村寺村1470番地</p> <p>イ 氏名 尾崎 清秀</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村寺村1531番地</p> <p>イ 氏名 片岡 静枝</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村岩戸243番地</p> <p>イ 氏名 井上 幸清</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 京都市下京区西七条東八反田町31・32合番地</p> <p>イ 氏名 片岡 智準</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 京都府福知山市宇天田517番地</p>	<p>イ 氏名 片岡 智準</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町加茂1086番地</p> <p>イ 氏名 岡田 博文</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村寺村1779番地</p> <p>イ 氏名 片岡 朝喜</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 兵庫県加古郡稲美町六分一1209番地316</p> <p>イ 氏名 片岡 三夫</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町永野1705番地</p> <p>イ 氏名 和田 楠一</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 高知市高埴12番地6</p> <p>イ 氏名 大原 良介</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村峯岩戸29番地</p> <p>イ 氏名 尾崎 宗太郎</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村寺村1258番地</p> <p>イ 氏名 片岡 朋幸</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村寺村1726番地</p> <p>イ 氏名 片岡 寿恵義</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村岩戸2573番地</p> <p>イ 氏名 井上 茂弘</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 松山市東長戸一丁目10番45号</p> <p>イ 氏名 古賀 和文</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村峯岩戸282番地</p> <p>イ 氏名</p>
--	---	---

(23)ア	井上 進 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村峯岩戸282番地
イ	氏名 井上 菊野
(24)ア	登記簿記載の住所 住所なし
イ	氏名 尾崎 新太郎
(25)ア	登記簿記載の住所 吾川郡吾川村峯岩戸54番地
イ	氏名 尾崎 竹正
(26)ア	登記簿記載の住所 川崎市向ヶ丘538番地
イ	氏名 井上 常
(27)ア	登記簿記載の住所 吾川郡吾川村峯岩戸269番地
イ	氏名 井上 忠雄
(28)ア	登記簿記載の住所 吾川郡吾川村岩戸80番地
イ	氏名 井上 九星
(29)ア	登記簿記載の住所 吾川郡吾川村峯岩戸282番地
イ	氏名 井上 福德
(30)ア	登記簿記載の住所 吾川郡大崎村峯岩戸59番地
イ	氏名 岡林 四郎
(31)ア	登記簿記載の住所 吾川郡いの町3200番地 仁淀ハイツ406号
イ	氏名 片岡 廣秋
(32)ア	登記簿記載の住所 高知市朝倉丁1652番地50
イ	氏名 尾崎 竹一
(33)ア	登記簿記載の住所 吾川郡大崎村大崎
イ	氏名 片岡 亀太郎

(34)ア	登記簿記載の住所 大阪市城東区成育四丁目26番19号						
イ	氏名 前岡 勇喜						
(35)ア	登記簿記載の住所 広島県福山市引野町三丁目344番地						
イ	氏名 片岡 道也						
(36)ア	登記簿記載の住所 京都府綾部市大島町沓田11番地1						
イ	氏名 片岡 智準						
(37)ア	登記簿記載の住所 吾川郡大崎村寺村1287番地						
イ	氏名 片岡 亀太郎						
(38)ア	登記簿記載の住所 吾川郡吾川村寺村1287番地						
イ	氏名 片岡 亀太郎						
2	保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和60年10月農林水産省告示第1567号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について						
	<b>高知県告示第389号</b> 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。 その関係図面は、平成30年5月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成30年5月1日 高知県知事 尾崎 正直						
1	道路の種類 国道						
2	路線名 439号						
3	道路の区域						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>供用開始区間</th> <th>延長 (メートル)</th> <th>供用開始年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吾川郡仁淀川町川渡字尾崎7590番1から 吾川郡仁淀川町川渡字尾崎</td> <td>85</td> <td>平成30年5月1日</td> </tr> </tbody> </table>	供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日	吾川郡仁淀川町川渡字尾崎7590番1から 吾川郡仁淀川町川渡字尾崎	85	平成30年5月1日
供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日					
吾川郡仁淀川町川渡字尾崎7590番1から 吾川郡仁淀川町川渡字尾崎	85	平成30年5月1日					

7610番1まで								
<b>高知県告示第390号</b> 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。 その関係図面は、平成30年5月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成30年5月1日 高知県知事 尾崎 正直								
1	道路の種類 県道							
2	路線名 日ノ御子土佐山田							
3	道路の区域							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>供用開始区間</th> <th>延長 (メートル)</th> <th>供用開始年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>香美市香北町五百蔵字八ノ石1910番1から 香美市香北町白川字東平4番1まで</td> <td>100</td> <td>平成30年5月1日</td> </tr> </tbody> </table>	供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日	香美市香北町五百蔵字八ノ石1910番1から 香美市香北町白川字東平4番1まで	100	平成30年5月1日	
供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日						
香美市香北町五百蔵字八ノ石1910番1から 香美市香北町白川字東平4番1まで	100	平成30年5月1日						
----- <b>公 告</b> -----								
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、安芸市川北土地改良区の定款の変更を平成30年4月16日に認可した。 なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。 平成30年5月1日 高知県知事 尾崎 正直								
~~~~~								
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、野市町本村土地改良区の定款の変更を平成30年4月16日に認可した。 なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。 平成30年5月1日 高知県知事 尾崎 正直								

-----  
**公安委員会告示**  
 -----

**高知県公安委員会告示第6号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成30年5月1日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

- 1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
  - (1) 警備業務の区分
 

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）
  - (2) 種別
 

ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）
  - (3) 実施期日
 

ア 新規取得講習  
平成30年7月3日（火）から同月11日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間

イ 追加取得講習  
平成30年7月9日（月）から同月11日までの3日間
  - (4) 実施場所
 

吾川郡いの町天王北一丁目14番地  
高知県立高知青少年の家
- 2 受講者定員
 

受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。

  - (1) 新規取得講習 25人
  - (2) 追加取得講習 5人
- 3 受講資格者
  - (1) 新規取得講習
 

受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に2号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に

規定する1級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
  - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
  - オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (2) 追加取得講習
 

受講申込み時において、2号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。
- 4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法
    - (1) 受講希望の事前申込み
 

ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号LSビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書（以下「申込書」という。）により事前申込みを行うこと。

イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088-871-4760）により行う。

ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。
    - (2) 事前申込みの受付期間
 

ア 平成30年6月4日（月）及び5日（火）の午前9時から午後4時までの間とする。

イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。

なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。
    - (3) 受講予定者の確定方法
 

ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。

イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成30年6月6日（水）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行

う。

ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。

- 5 受講申込手続
 

受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。

  - (1) 受講申込書等の提出期間
 

平成30年6月11日（月）から同月13日（水）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。
  - (2) 受講申込書等の提出先
 

高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。
  - (3) 提出書類
 

ア 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真（受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真）を貼り付けたもの） 1通

イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面 1通

(ア) 3の(1)のイに該当する者にあつては、2号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 3の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 3の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し

(オ) 3の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通

エ 受講申込確認書 1通
  - (4) 受講申込書等の提出方法
 

受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。

なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。
- 6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法

講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては38,000円、追加取得講習にあつては14,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

- 7 講習の委託  
講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。
- 8 講習に関する問い合わせ先
  - (1) 高知県警備業協会（電話番号088-824-3404）
  - (2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係

-----  
**選挙管理委員会告示**  
-----

**高知県選挙管理委員会告示第22号**

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成30年4月3日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

平成30年5月1日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
いまい博幸後援会	森岡 敬雄	朝日 久美子	吾川郡いの町天王南八丁目8番地12
矢野こうけん後援会	矢野 光顕	矢野 光顕	土佐市蓮池269

-----  
**人事委員会規則**  
-----

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年5月1日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第13号**

**通勤手当に関する規則の一部を改正する規則**

通勤手当に関する規則（昭和33年高知県人事委員会規則第10

号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表」を「地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の通勤手当に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。